

2014

S L カートミーティング車両規則

第2章 エンジン

エンジンは、下記の細目を満たしていなければなりません。

1. 以下でいう改造とは、切削・付加等の改造および市販状態での装着部品からの変更を指します。但し、年式変更に伴う純正共通部品相互の交換は認められます。
 2. エンジン構成パーツの取付け方法、取付け方向(クラッチを除く)はメーカー出荷時の状態でなければなりません。但し、規定内のメーカー純正消耗品交換部品やスキッシュ調整用ガスケットの交換は認められます。
 3. セルモーター付エンジンの場合スタートボタンを押してエンジンを始動させる構造でなければなりません。
- ※年齢によって特例の場合もあり（S L クラッチのみ装着）

■全クラス

使用できるエンジンは KT100SD、KT100SC、KT100SEC 国内仕様のものとし、改造は一切禁止され市販状態とします。但し、カーボンの除去やキズ修正は研磨とみなされない限りの範囲で認められます。なおエンジンは 7YA・7YB・7YD・7YE・7YF・7YT・7YU 型に限られます。(YAMAHA T R Y カデット・カデットオープン・T I A ジュニアは KT100SEC に限られます。)

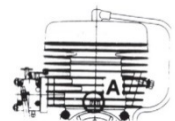
対象部品＝シリンダーヘッド、シリンダーボディ、シリンダーヘッドガスケット、シリンダーガスケット、ピストンピン、ピストンピンクリップ、コンロッド、ベアリング類、クランク、クランクピン、オイルシール、クランクケース、ピストン、ピストンリング、プラグコード。コンロッドは次のパーツ No.に限ります。7F6-11651-00・7F6-11651-01・7F6-11651-02。

●ピストン

ピストンおよびリングのオーバーサイズ純正部品への変更が認められます。787-1163※-15（または 05）、787-1163※-14（または 04）、787-1163※-13（または 03）。および KT100FP 用の 7YG、KT100SP 用の J67 の使用が認められます。ただし、7YG・J67・787-1163※-13（または 03）のピストンと J67-11633-00 ピストンピンの組み合わせは禁止されます。

●シリンダー関連

シリンダーボディは図 A 部に縦 10mm、横 16mm の座および「7ET」の浮き文字があるものとします。シリンダーボアサイズは 52.61mm まで可能とします。シリンダーヘッドガスケットは純正の 7ET-11181-10 または S L O 公認調整用ガスケットとします。カデットクラス（2 クラス）は、純正の 7ET-11181-10 シリンダーヘッドガスケットを 3 枚使用することとし再使用により厚さが 3 枚で 1.2mm 未満になったシリンダーガスケットの使用は不可とします。



●スキッシュエリアの規定

カデットクラス（2 クラス）を除く全クラスでスキッシュエリアの確保が規制されます。S L カートミーティングで使用する KT100 エンジンの、ドライブ側と、電気側の両サイドのスキッシュエリア数値 2 カ所を計測し、その数値の合計が 4.5mm 以上あることとします。メーカー出荷状態で装着されているシリンダーヘッドガスケット(品番 :7ET-11181-10)1 枚の状態の数値が確保できない場合は、メーカー純正の 7ET-11181-10 ガスケットまたは、SLO 公認(銅製の 3 種類)調整用ガスケットのいずれかを用いて、スキッシュエリア数値を規定内で確保してください(枚数に制限はありません)。

※これによって「シリンダーヘッドガスケットの厚み 0.4mm 以上あること」という規定はなくなります。

<指定調整用ガスケット>

1. ヤマハ純正 (7ET-11181-10)
2. S L O 公認 0.05mm・0.1mm・0.2mm の 3 種類 (銅製)



<使用例>

調整用のガスケットは指定されたものであれば枚数や組合せに制限はありません。

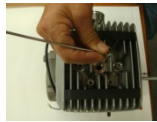
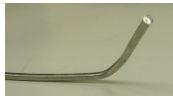
1. 純正のアルミガスケットのみを 1 枚か 2 枚以上入れて調整
2. 純正のアルミガスケットと SLO 公認の調整用銅ガスケット (サイズいずれか) を組み合わせて調整
3. S L O 公認の調整用銅ガスケット 3 種いずれかを組み合わせて調整

<計測方法>

プラグホールから 3.0Φmm 以上のハンダを挿入し、排気ポートに対し直角方向の指定された箇所(ドライブ側または電気側)にセットし、クランクシャフトを 1 回転させ濡れたハンダの厚みを計測します。ドライブ側と電気側の濡れたハンダの厚みの合計が 4.5mm 以上あればスキッシュエリアの検査は合格とします。

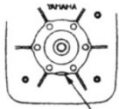
<スキッシュエリア計測手順> (計測はドライブ側と電気側をそれぞれ計測します)

1. 3.0Φmm以上のハンダを用意します。測りやすいように折り曲げます。
2. ハンダはカッター等でカットしてください。ニッパ等で切ると先端が潰れてしまい正確に計測出来ない場合があります。
3. プラグを外しプラグ穴から排気ポートに対し直角方向のドライブ側または、電気側のいずれかの所にハンダを挿入します。
4. クランクシャフトを1回転させ、潰れたハンダの厚みを計測します。
5. 潰れたハンダのドライブ側と電気側の厚みの合計が4.5mm以上あればスキッシュエリアの検査は合格とします。



●シリンダーヘッド他

シリンダーヘッドはYAMAHA浮文字があり、改造防止のフライス加工を追加したものに限られます。クランクケースについては、7YA・7YB・7YD・7YE・7YF・7YT・7YU 打刻 No.のものに限られ、かつケース底部に「7ET」の浮き文字があるものとします。また部品販売品については型品番の打刻のないものがあります。その場合3ケタ以上の数字を打刻し、型品番とします。



この分にフライス加工を施したもの

●クランクシャフト他

クランクシャフトはKT用(7YA・7YB・7YD・7YP)とFP用(7YG)およびSP用(J67)いずれかのヤマハ純正品が使用でき、またKT用、SP用のクランクシャフト大端ベアリングおよびクランクサイドベアリングの使用が認められます。

●シリンダーガスケット(ベースガスケット)

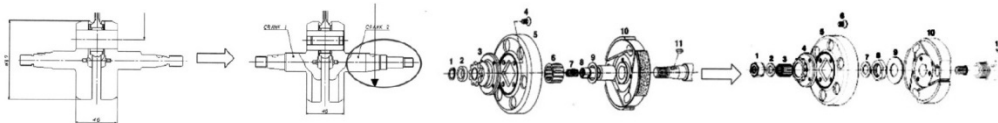
シリンダーガスケットは純正の7YK-11351-00、7YK-11351-01、内径(直径)64.5mmまでの寸法を認めます。

●KT100SECエンジンモデルチェンジに伴う使用部品追加事項

メーカーの仕様改訂に伴い、当該エンジンおよび改訂部品の使用を認めます。

改訂部品

1. クランク2 : J67-11422-00⇒7YP-11422-00
2. クランクシャフトアセンブリ : J67-11400-00⇒7YP-11400-00
3. クラッチ : S Lクラッチ (SLCLC) ⇒2009SLクラッチ (SLCLC-2009) 標準装着 10T (SL-125554)
オプション 11T(SL-125555)



●クラッチ

クラッチを装着する場合は、乾式SLクラッチまたはヤマハ純正湿式クラッチを必備とし、改造・加工は不可とします。構成部品はすべて純正部品とし、他メーカーの部品に交換することは禁止されます。純正湿式クラッチのクラッチシューは7YB-16623-00とし、表面に溝の無いタイプの物とします。

クラッチハウジング、クラッチシューに回転を円滑にするためのオイルやグリス類の塗布は禁止されます。

クラッチハウジングのドライブスプロケットの歯数変更のための切削・溶接をとまなう改造は禁止されます。

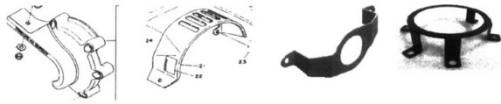
S Lクラッチのドライブスプロケットは、YAMAHA T R Yカデット・カデットオープン・T I Aジュニアクラスにおいて219×10Tまたは11Tの「フリーラインSL」の刻印が入っているものに限り使用可とします。またYAMAHA T I A・S S・スーパーS Sはフリーライン製以外の使用も可とし歯数の制限はありません。

YAMAHA T R Yカデット・カデットオープンクラスはコース毎にドライブ及びリアスプロケットの歯数が指定される場合があります。S Lクラッチのスプロケット取付ボルトの変更は認められます。

クラッチ付きエンジンを搭載しているカートはカットオフ装置を必ず備えることとします。この装置はドライバーがカートを運転中、正常に着座して容易に操作し得るように設けられていなければなりません。

●クラッチカバー

クラッチ付きエンジンにはSL クラッチカバー（ハウジングカバー）およびS L クラッチにおいてはS L クラッチプロテクター（サポートおよびS L クラッチカバー）を取付けなければなりません。



●セルモーター

セルモーター部品はすべて純正品でなければならず、改造は一切禁止されます。（カーボンブラシおよびブラシワイヤーの補修は可）

●スターター

リコイルスターターの装着は認められます。RC100JF・J・SC のリコイルスターターをボルト、ナットで取り付けることが可能です（取付けのためにエンジン自体を切削したり、溶接したりすることは禁止されます）。

●吸気系統

使用できるキャブレターはWB3A・WB21 および WB33 で改造は一切禁止されます。但し、キャブレター部品について相互交換およびヤマハ純正部品との交換は認められます。また、チョーク付のものについてはチョークレバーを取り外しチョーク孔を埋めることは認められます。

アルミのプレート（プレート 1：7YA-14346-00）の取付けは禁止され（メーカー出荷状態で装着されている場合は取り外してください）、各種ジョイントキャブレターの前後はガスケットが取り付けられることとします。

※ジョイントキャブレターとガスケットのすき間に液体ガスケットなどを塗り、洩れをふせぐことは認められます。

対象部品=キャブレターASSY、キャブレターガスケット、ジョイントキャブレター、マニホールド、ジョイントエアクリーナー。

●インテークサイレンサー

すべてのクラスの吸気消音器（インテークサイレンサー）は量産市販されている CIK/FIA 公認実績品の吸気消音器またはヤマハ純正吸気消音器を必備とします。吸気消音器本体の構成部品は純正品（取付け口のゴム部品を除く）であること。吸気消音器本体の構成部品の切削・加工・改造は禁止され、1 つの吸入チューブ径が 23φmm 以下とします。吸気消音器（インテークサイレンサー）本体にエアフィルターが内蔵されているタイプに関してはエアフィルターがメーカー出荷状態であることとしボディ本体やエアフィルターの切削・加工・改造を禁止とします。ジョイントキャブレター、マニホールド、ジョイントエアクリーナーは下記部品番号のものとし、改造は一切禁止されます。

●ジョイントキャブレター

公差は±0.5mm 以下とします。

YAMAHA T R Y カデット・カデットオープン：14.5φmm（7YU-13586-09）

YAMAHA T I A ジュニア：19.8φmm（7YA-13586-00）

YAMAHA T I A・S S・スーパー S S：26φmm（787-13586-00）

全クラス：マニホールド（7YA-13585-00）

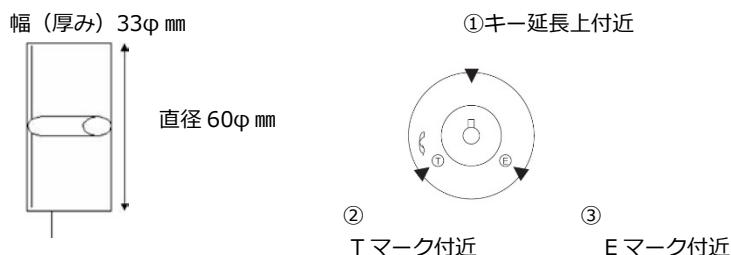
全クラス：ジョイントエアクリーナー（7YF-14453-03）

●点火系統

改造は一切禁止され市販状態とします。点火方式は TCI とし 7ET 系（ステーターと TCI ユニット一体式）に限られます。現行標準装着のローターアセンブリー（7YT-85650-20）と旧型品（7YT-85650-00・01・10）のいずれも使用可とします。

<TCI ローター寸法規定（7YT-85650-20）>

1. 厚さ：33mm。製造公差±0.5mm
2. 直径：60φmm。製造公差±0.1mm
3. 寸法測定は次頁イラスト①～③の3ヶ所付近にて厚みと直径を実測します。
4. 幅を直径以外の箇所でも、ローターに加工等の変更を加えることは違反改造となり車検失格となります。



7YT-85650-20 の本体のみ、裏側にメーカー加工の外周逃げ縁取り有り

点火プラグは一般市販状態のネジ山長 19mm 以下のものに限られます。
 プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ネジ山長の変更も禁止します。
 プラグキャップは KT100J・S・SP、YZ80・85・125 メーカー純正品の
 使用が認められます。



●排気系統

マフラー本体は CIK の刻印がある 7YA 型とします。

マフラーコンプリート (7YA-14701-00-98)・サイレンサーアセンブリ (7YA-14750-09) の組合せとし、改造は一切禁止され市販状態とします。エキゾーストパイプは 7YT-14610-00 または 7YU-14610-00 のいずれかとします。溶接、加工の入ったものは使用禁止とします。また、排気センサーの取付けが可となり、センサーを取り付けるための溶接は認められます (但し、センサー取付のために溶接した箇所から発生したクラック補修溶接は加工とみられる場合があります)。その他ジョイントエキゾースト (ジャバラ) 本体の内径に変化のあるものは禁止されます。ジョイントエキゾースト (ジャバラ) に消音や保護のためのプロテクターや保護材の取り付けは認められますが車検時に内径を確認するために取り外しを命ぜられる場合があります。

※ここで言うプロテクターや保護材はジョイントエキゾースト (ジャバラ) 本体のみに取り付けが許されるものでありエキゾーストパイプやマフラーと連結してはなりません。

対象部品=エキゾーストパイプ・マフラー・サイレンサー

※エキゾーストガスケットおよびジャバラは純正部品以外の使用が認められます。

●その他

純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとします。

プラグ、エキゾーストジョイント(ジャバラ)、エキゾーストガスケット、ボルト/ナット(キャブレターインレット部品、クラッチ構造部品を除く)、ワッシャー、スプリング、キー(ローターキーを除く)、ブラケット、ワイヤー、ホース、ホースクリップ、バンド。

第3章 シャシー

シャシーは、下記の細目を満たしていなければなりません。

1. シャシーの構成パーツの取付け方法、取付け方向はメーカー市販状態を基本とします。
2. フレームのモデル指定および改造制限を設けたクラスがあります。
3. クラスによって最低重量が設定されます。最低重量を満たすためのバラストはすべて固形材料を用い、車体に 6mm 以上のボルト、ナット、ロゼットワッシャーなどで強固に取付けることとします。取り付けるボルトは最低 2 ヶ所以上とします。
4. サイドボックス、フロントパネルおよびフロントフェアリング (フロントカウル)、リアプロテクションを必備とします。

YAMAHA TRY カデットクラス

シャシーは TRY とします。年式変更に伴う純正共通部品相互の交換は認められます。

TRY・TRYⅡから TRYⅢへの対象部品の変更は認められません。

対象部品=油圧ブレーキシステムおよび関連パーツ類、リアアクスル 30φmm および関連パーツ類。

●基本骨格

寸法、形状、材質の変更は禁止されます。スタビライザー等の補助装置の追加は禁止されます。メインシートステー、シートサブステーの溶接、追加、位置変更は認められます。

●リアアクスル装置およびホイール装置

【TRY・TRYⅡ】

リアアクスル：フリーライン製 25φmm の C タイプ (8150.60.01-C)。改造禁止。

ホイールハブ：フリーライン製 6200.00.07 または 6200.00.08。改造禁止。フロントホイールハブの使用は不可。

【TRYⅢ】

リアアクスル：フリーライン製 30φmm の M タイプ （8150.06.23-M）。改造禁止。

ホイールハブ：フリーライン製 5800.00.51-BL 改造禁止。フロントホイールハブの使用は不可。

【TRY・TRYⅡ・TRYⅢ】

ホイールのリム幅は、フロントホイール 120mm（公差+1mm）リアホイール 150mm（公差+1mm）までとします。レイン用ホイールの場合はフロント 130mm（公差+1mm）リアホイール 180mm（公差+1mm）までとします。

●外装品

メーカー純正外装品で改造、変更は禁止します。ただし、旧型外装品を新型に変更することは可とします。また、カラーリングの変更は認められます。旧型外装品を新型に変更することは認められます。また、メーカー純正リアプロテクションが必備となります。

●外装品とタイヤ位置規定

外装品（カウル類）とタイヤ位置の寸法に関しては下記の通りとします。

前輪はカウル外装品の一番外端から 1mm 以上外に出ている、後輪はリアプロテクションおよびサイドボックスより 1mm 以上外に出ていると可とします。但し、ウェットタイヤ装着時は除きます。JAF 規定の車体フロントパネル位置に関しては、適用外といたします。

●ブレーキ装置

キャリバーアッセンブリ（パッドを除く）、ブレーキディスク、マスターシリンダー、ブレーキホース、スパーサーは市販状態のまま使用することとします。フロントブレーキは禁止されます。ブレーキパッドは純正以外の使用が認められます。ブレーキパッド脱落防止ピンの変更は認められます。

●純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとします。

ステアリング、シート（カーボンファイバー材質は禁止）、チェーン、スプロケット（リア）、ゼッケンプレート、ボルト、ナット、ワッシャー、クリップ、ピン、スプリング、ワイヤー、ホース（ブレーキ以外）、チェーンガード、フューエルフィルター、エンジンマウント、（オフセットプレート、スライドマウントを含む）、ステアリング（シート、カウル）、ペダル類（アクセル、ブレーキ）、カラー（シート、ホイール）、ベアリング類（ステアリング装置を除く）、キー類、ナックルカラー、ラバー類、ジョイントユニバーサル

テーパ付ステアリングボスの使用は可とします。

すべてのカーボンファイバー材質の部品の使用は禁止されます。

●その他の詳細は別表の細則表を参照してください。

YAMAHA カデットオープンクラス

シャシーは S L O 認定フレームに限られます。※P68 参照。また年式変更に伴う純正共用部品相互の交換は認められます。

●基本骨格

TRY カデットクラス同様といたします。

●リアアクスル装置およびその他等の装置

リアアクスルは各フレームメーカー純正市販部品に限ります（A 社のシャシーには A 社のリアアクスルを使用）。また、磁気性の材質で直径 30φmm 以下、全長 960mm（+10mm）以下のものとします。

※同一メーカーから発売されているオプションのリアアクスルの場合、パーツリストで品番が確認できれば使用可とします。

●外装品

メーカー純正外装品で改造、変更は禁止とします。但し、旧型外装品を新型に変更することは可とします。またカラーリングの変更は認められます。メーカー純正または CIK 公認一般市販のリアプロテクションが必備となります。

●外装品とタイヤ位置規定

外装品（カウル類）とタイヤ位置の寸法に関しては下記の通りとします。

前輪はカウル外装品の一番外端から 1mm 以上外に出ている、後輪はリアプロテクションおよびサイドボックスより 1mm 以上外に出ていると可とします。但し、ウェットタイヤ装着時は除きます。JAF 規定の車体フロントパネル位置に関しては、適用外といたします。

●ブレーキ装置

キャリバーアッセンブリ（パッドを除く）、ブレーキディスク、マスターシリンダー、ブレーキホース、スパーサーは市販状態のまま使用することとします。フロントブレーキは禁止されます。ブレーキパッドは純正以外の使用が認められます。ブレーキパッド脱落防止ピンの変更は認められます。

●その他の詳細は別表の細則表を参照してください。

YAMAHA T I A ジュニアクラス

●基本骨格

WT-I、WT-II、TIA、birel/TIA-WT・TIAⅢ・TIAⅣいずれかのものとします。

但し、年式変更に伴う純正共通部品相互の交換は認められます。寸法、形状、材質の変更は禁止されます。スタビライザー等の

補助装置の追加は禁止されます。メインシートステー、シートサブステーの溶接、追加、位置変更は認められます。

●外装品

メーカー純正外装品で改造、変更は禁止とします。但し、旧型サイドボックスはこの限りではありません。カラーリングの変更は認められます。また、メーカー純正品または CIK 公認一般市販品のリアプロテクションが必備となります。

●外装品とタイヤ位置規定

外装品（カウル類）とタイヤ位置の寸法に関しては下記の通りとします。

前輪はカウル外装品の一番外端から 1mm 以上外に出ている、後輪はサイドボックスより 1mm 以上外に出ていれば可とします。但し、ウェットタイヤ装着時は除きます。JAF 規定の車体フロントパネル位置に関しては、適用外といたします。

●ステアリング装置

下記の部品は WT- I、WT- II、TIA、birel/TIA-WT・TIAⅢ・TIAⅣ、WF、SWF（スーパーウィンフォース）のものとし、対象部品＝ステアリングベアリング、ステアリングコラム、タイロッド、ナックル。但し、中空タイプの新型ナックル 10.7744・7745・6932・6933 の使用は認められません。アライメントアジャスター、カラー、偏芯カラー、その他のナックル取付パーツは自由とします。

ステアリングは純正部品以外の使用が認められます。

●ブレーキ装置

キャリパーアッセンブリ（パッドを除く）、ブレーキディスク、マスターシリンダー、ブレーキホース、ブレーキハブ、スペーサーは WT- I、WT- II、TIA、birel/TIA-WT・TIAⅢ・TIAⅣのいずれかのものとし、市販状態のまま使用することとします。フロントブレーキは禁止されます。ブレーキパッドは純正以外の使用が認められます。ブレーキパッド脱落防止ピンの変更は認められます。

●リアアクスル装置およびホイール装置

リアアクスルはフリーライン製の次のいずれかのものに限られます。

30φmm の M タイプ（8150.06.04-M）

30φmm の K タイプ（8150.06.04-K）

40φmm の M タイプ（8150.06.08-M または 09-M）

ホイールの改造、変更は禁止されアルミ材質以外のものの使用も禁止されます。リム幅は、フロントホイール 130mm（公差+1mm）。リアホイール 180mm（公差+1mm）までとします。ホイールハブの改造、変更は禁止され、ホイールハブはフリーライン製 5800.00.33・34・34-BL または 6200.00.10 とします。フロントホイールハブの使用は禁止されます。

●純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとします。

ステアリング、シート、チェーン、スプロケット（リア）、ゼッケンプレート、ボルト、ナット、ワッシャー、クリップ、ピン、スプリング、ワイヤー、ホース（ブレーキ以外）、チェーンガード、フューエルフィルター、エンジンマウント（オフセットプレート、スライドマウントを含む）、ステー類（シート、カウル）、ペダル類（アクセル、ブレーキ）、カラー（シート、ホイール）、ベアリング類（ステアリング装置を除く）、キー類、ナックルカラー、ラバー類、ジョイントユニバーサル、ブレーキパッド、テーパー付ステアリングボスの使用は可とします。

すべてのカーボンファイバー材質の部品の使用は禁止されます。

●その他の詳細は別表の細則表を参照してください。

YAMAHA T I A クラス

●基本骨格

WT- I、WT- II、TIA、birel/TIA-WT・TIAⅢ・TIAⅣいずれかのものとし、

但し、年式変更に伴う純正共通部品相互の交換は認められます。寸法、形状、材質の変更は禁止されます。スタビライザー等の補助装置の追加は禁止されます。メインシートステー、シートサブステーの溶接、追加、位置変更は認められます。

●外装品

一般市販品の範囲で変更自由。メーカー純正品または CIK 公認一般市販のリアプロテクションが必備となります。

●外装品とタイヤ位置規定

外装品（カウル類）とタイヤ位置の寸法に関しては下記の通りとします。前輪はカウル外装品の一番外端から 1mm 以上外に出ている、後輪はサイドボックスより 1mm 以上外に出ていれば可とします。但し、ウェットタイヤ装着時は除きます。JAF 規定の車体フロントパネル位置に関しては、適用外といたします。また、メーカー純正品または CIK 公認一般市販品のリアプロテクションが必備となります。外装品の変更、カラーリングの変更は認められます。フロアパネルの変更、加工は認められます。リアおよびフロントバンパーのサイズ、形状および材質の変更は禁止されます。

●ステアリング装置

ステアリング装置は変更、加工自由とします。

●ブレーキ装置

キャリパーアッセンブリ（パッドを除く）、ブレーキディスク、マスターシリンダー、ブレーキホース、スペーサーは WT- I、WT- II、TIA、birel/TIA-WT・TIAⅢ・TIAⅣのいずれかのものとし、市販状態のまま使用することとします。フロントブレーキは禁止されます。ブレーキパッドは純正以外の使用が認められます。ブレーキパッド脱落防止ピンの変更は認められます。

●リアアクスル装置およびホイール装置

リアアクスルはフリーライン製の次のいずれかのものに限られます。

30φmm の M タイプ (8150.06.04-M)

30φmm の K タイプ (8150.06.04-K)

40φmm の M タイプ (8150.06.08-M または 09-M)

ホイールのリム幅はフロントホイール 130mm (公差+1mm)、リアホイール 180mm (公差+1mm) までとします。

●純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとします。

フロアパネル、ステアリング装置 (ステアリング、ステアリングベアリング、ステアリングコラム、タイロッド、ナックル、ジョイントユニバーサルを含む)、ブレーキハブ、ブレーキパッド、ホイール、ホイールハブ、スプロケットハブ、シート、チェーン、スプロケット、ゼッケンプレート、ボルト、ナット、ワッシャー、クリップ、ピン、スプリング、ワイヤー、ホース (ブレーキ以外)、スプロケットハブ、チェーンガード、フューエルフィルター、エンジンマウント (オフセットプレート、スライドマウントを含む)、ステー類 (シート、チャンバー、カウル)、ペダル類 (アクセル、ブレーキ)、カラーシート、ホイール、ベアリング類、キー類、ナックルカラー、ラバー類。

●その他の詳細は別表の細則表を参照してください。

YAMAHA S / スーパー S S (S S S) クラス

シャシーは一般市販のものとし、メーカーは自由とします。フロントブレーキの装着は禁止されます。リアアクスルの最大直径は 50φmm とします。

●外装品

一般市販品の範囲で変更自由。メーカー純正品または CIK 公認一般市販のリアプロテクションが必備となります。

●外装品とタイヤ位置規定

S S ・ S S S クラスに関する外装品 (カウル類) とタイヤ位置の寸法に関しては下記の通りとします。車両各部の寸法は、次に規定する範囲のものでなければなりません。

カウル類とタイヤ位置に関しては、全車輪をまっすぐに向けた状態で、必ずタイヤは外装品のカウル類から 1mm でも外に出ていること、前輪はフロントカウルより外に出ていること、後輪は、サイドボックスとリアプロテクションより外に出ていることとします。

●その他の詳細は別表の細則表を参照してください。

第 4 章 タイヤ

使用するタイヤのセット数は 1 大会につきドライ 1 セット・ウェット 1 セットとし、車両検査において登録封印を受けることとします。タイヤにバースト等が発生した場合は、技術委員長の許可を受けて当該の 1 本のみを交換することができます。ドライタイヤからウェットタイヤへの交換。また逆への交換は主催者が指示することがあります (主催者からドライ/ウェットフリーの宣言がなされる場合もあります)。

使用するタイヤはいかなる場合も一切の加工、ヒーティング、化学品の塗布は禁止されます。

ウェットとドライの組合せ使用は禁止されます。

■ドライタイヤ

●YAMAHA T R Y カデット・カデットオープンクラス：ヨコハマ SLJ・F3.6×10.0-5・R5.0×11.0-5

●YAMAHA T I A ジュニア・T I A クラス：ダンロップ SLFD・F10×4.5-5・R11×6.0-5

●YAMAHA S / S S S クラス：ブリヂストン SL07・F4.5/10.0-5・R7.1/11.0-5

■ウェットタイヤ

●YAMAHA T R Y カデット・カデットオープンクラス：ヨコハマ SL03・F4.0×10.0-5・R6.0×11.0-5

●YAMAHA T I A ジュニア・T I A クラス：ダンロップ SLW2・F10×4.5-5・R11×6.5-5

●YAMAHA S / S S S クラス：ブリヂストン SL94・F4.0/10.0-5・R6.0/11.0-5

■ S L O 認定車両【YAMAHA カデットオープンクラス】（2014 年 1 月 1 日現在）

メーカー	モデル	WB	チューブ	リアアクスル
ART	TS-05	950mm	28mm	30mm
birel	TRY/TRY II	900mm	28mm	25mm
birel	C28C	950mm	28mm	30mm
birel	RK-28C	950mm	28mm	30mm
birel	L28	950mm	28mm	30mm
birel	MONZA ZC-28	950mm	28mm	30mm
birel	TRYⅢ	950mm	28mm	30mm
CRG	NEW AGE MK01/02	950mm	28mm	30mm
CRG	JUNIOR VK01	950mm	28mm	30mm
CRG	DR MK01/02	950mm	28mm	30mm
CRG	mini/HERO	950mm	28mm	30mm
EXPRIT	ROCKY	950mm	28mm	30mm
EXPRIT	ROOKIE	950mm	28mm	30mm
FA KART	ROCKY	950mm	28mm	30mm
FA KART	ROOKIE	950mm	28mm	30mm
FK	MINI950	950mm	28mm	30mm
Gillard	MINI950	950mm	28mm	30mm
INTREPID	MAKY	950mm	28mm	30mm
KART CORSE	SUPERMINI	950mm	28mm	30mm※
KOSMIC	ROCKY	950mm	28mm	30mm
KOSMIC	ROOKIE	950mm	28mm	30mm
Mac Minarelli	MINI950	950mm	28mm	30mm※
MARENELLO	RS-Ⅲ	950mm	28mm	30mm
SODIKART	MINI950	950mm	28mm	30mm
Spirit	SP C28C-J	950mm	28mm	30mm
Spirit	SP C28C	950mm	28mm	30mm
TECNO	MINI	950mm	28mm	30mm
TECNO	MINI II	950mm	28mm	30mm
TONY KART	ROCKY	950mm	28mm	30mm
TONY KART	ROOKIE	950mm	28mm	30mm
TOP KART	MINI KART FIK	950mm	28mm	30mm
Vanspeed	MINI950	950mm	28mm	30mm
WILD KART	MINI KART	950mm	28mm	30mm
WILD KART	MINI KART PT	950mm	28mm	30mm
Zanardi	MINI950	950mm	28mm	30mm
Zanardi	ZK1	950mm	28mm	30mm

注）※印リアアクスルは 960 mm 以下のものを使用

認定車両規定（抜粋）

最大幅：120cm 以下

リアアクスル：30φmm 以下／磁気性の材質

ホイールベース：90cm～95cm

シャシーのチューブ径：28φmm 以下／磁気性の材質

シャシーの構成部品は製造者によってマークされ、分類されていなければならない。